書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９３号
宮崎県小林市細野3268番地
破産者　株式会社小園建設
異議申述期間　平成23年10月24日まで
平成23年８月24日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０４０号
東京都千代田区丸の内２丁目４番１号
清算株式会社　ＳＣインベストメント株式会社
１　決定年月日　平成23年８月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
横浜市港北区新横浜３丁目20番12号新横浜望星ビル３階、商業登記簿上の本店所在地川崎市川崎区旭町２丁目18番13号
再生債務者　株式会社インターエナジー
１　決議に付する再生計画案　平成23年７月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年９月30日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年９月28日
平成23年８月19日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続廃止

平成２０年（再）第１号
神奈川県座間市緑ケ丘６丁目24番10号
再生債務者　株式会社秋吉建設
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年８月22日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（再）第１号
長崎県諫早市小長井町井崎2324番地15
再生債務者　マルゼン管理開発株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年８月22日　長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再）第２号
長崎県諫早市小長井町井崎967番地４
再生債務者　川本　善英
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年８月22日　長崎地方裁判所大村支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第８８２号
東京都葛飾区東立石４－２－15－111
再生債務者　戸村　堅司
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月３日から平成23年10月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第９０９号
東京都練馬区東大泉７－14－22
再生債務者　沼澤　秀夫
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月３日から平成23年10月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第９６２号
千葉県柏市青葉台１－18－11
再生債務者　古清水正則
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月３日から平成23年10月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第９８２号
神奈川県藤沢市高倉570－３
再生債務者　山田　勝彦
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月３日から平成23年10月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第７６号
東京都府中市若松町３丁目27番地の６木馬館201
再生債務者　山下　木実（旧姓岩渕）
１　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月４日から平成23年10月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再イ）第５６号
静岡県三島市壱町田273番地の８　メゾンつつじケ丘壱番館105
再生債務者　近藤　克敏
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（再イ）第２５号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目２番１号　コーポフーキ305
再生債務者　笠原栄之輔
１　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月30日から平成23年10月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２３年（再イ）第４５号
大津市月輪３丁目25番15―104号　マロード月輪
再生債務者　谷本　守生
１　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月４日から平成23年10月11日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第５号
京都府福知山市字猪崎1143番地
再生債務者　山本　敏人
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月３日まで
京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２３年（再イ）第３６６号
大阪府門真市石原町32番６号
再生債務者　清水　正弘
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月22日から平成23年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第６５３号
大阪府八尾市山城町３丁目７番16号
再生債務者　桃谷　重徳
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月22日から平成23年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第７１号
大阪府羽曳野市河原城459番地の23
再生債務者　岸田住設こと　岸田　忠敬
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係